

(質問)

災害で教科書や学用品などが使えなくなりましたが、給与されますか。

(回答)

住む家が全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を焼失又は毀損(きそん)して就学に支障をきたしている小・中学校(盲・聾・養護学校の小学部及び中学部を含む)の児童生徒には、学用品が給与されます。

給与される品目は、教科書・教材、文房具、通学用品です。教科書は無償で給与されます。また、教材(教育委員会に届出したものか又は承認を受けて使用しているもの)は実費で、文房具、通学用品は被害の実状に応じ、一定の範囲内で給与されます。

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県教育庁義務教育課

担当 教育指導担当

電話 055(223)1764・1765

FAX 055(223)1759

E-mail gimukyo@pref.yamanashi.jp

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/>